議案第111号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項及び南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条第1項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者の指定をすることについて議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の所在地及び名称南丹市美山町中下向 56 番地 外南丹市美山町自然文化村
- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称 南丹市美山町安掛下 25 番地 美山ふるさと株式会社 代表取締役 中井 壯
- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

令和7年11月26日提出

南丹市長 西村 良平